

財産管理運用規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第6条の規定に基づき、本機構の財産の管理・運用について定め、財産を安全かつ効率的に管理・運用することにより、財務基盤の強化に資することを目的とする。

(管理・運用に関する理事の責務)

第2条 本機構の財産の管理・運用について、理事は善良なる管理者の注意義務を払うとともに、本機構のために法令及び定款に従い、忠実に職務を執行しなければならない。

(適用される財産)

第3条 この規程が適用される財産は、本機構が保有し、本機構の裁量により管理・運用するすべての資金をいう。

(管理・運用責任者)

第4条 この規程が適用される財産の管理・運用責任者は理事長とする。

(管理・運用方針)

第5条 この規程が適用される財産の管理・運用は次の方針により行う。

- 一 資産価値の維持を図ることを旨として、最善と考えられる方法により管理・運用するように努める。
- 二 財産の積立目的、運用可能期間等その財産の特性を勘案し、適正な管理・運用に努める。

(管理・運用する財産の区分及び管理・運用方法)

第6条 第3条の規定により適用される財産の管理・運用は、次の一及び二の財産区分に則り、それぞれの管理・運用方法の中から最善と思われる方法により行うものとする。

- 一 貸借対照表及び財産目録で特定資産として計上されている財産

(管理・運用方法)

①預金

定期預金（途中解約時の元本が確保されるもの）

②債券（次の機関が取り扱う債券で満期時に元本が確保されるもの）

ア 政府（国債）

イ 政府関係機関（政府保証債、財投機関債）

ウ 海外公共部門（国際機関、海外政府及び海外政府機関が扱う円建債券（ユーロ

円債を含む))

③その他理事会が安全性が高いと認め、かつ有利と判断したもの

二 その他の財産（第一号の財産以外）

(管理・運用方法)

①預金

ア 普通預金

イ 定期預金（途中解約時の元本が確保されるもの）

②その他理事会が安全性が高いと認め、かつ有利と判断したもの

(管理・運用方法の例外措置)

第7条 前条第二号の例外措置として、常用の経費の支払いに充当するため、手許に必要な現金を保有できる。

(管理・運用する財産の運用益)

第8条 第6条第一号及び第二号で管理・運用する財産から生じた運用益は本機構の公益目的事業に要する経費に充てる。

(管理・運用する財産の一時流用)

第9条 第6条第一号に定める貸借対照表の特定資産として計上されている財産のうち、本機構の資金繰り上必要がある場合は、理事会の議決を経て、下水道新技術基金を除き本機構の経費の支弁に一時流用することができる。

(債券等の信用格付け)

第10条 第6条第一号に掲げる債券の取得に当たり、少なくとも2つ以上の格付け機関がAA-格相当以上に格付けしているものとする。なお、格付け機関は、金融庁の信用格付業者登録機関とする。

2 取得した債券の保有基準格付けは、前項の格付け機関による格付けがBBB-格相当以上とし、これに満たない格付け機関が1つ以上あった場合は、直ちに今後の対応について管理・運用責任者の指示を受けるものとする。

(運用財産の確認及び理事会報告)

第11条 理事長は少なくとも1年に一回、次の各号について運用財産の確認を行い、その結果を決算時の理事会で報告するものとする。

一 全運用財産から生じた利子等の合計

二 全ての有価証券等の個別の時価

(財産の管理及び保管方法)

第12条 第6条第一号で規定する貸借対照表の特定資産として計上される財産は、別に備える財産目録で管理しなければならない。また、同条に規定する財産は次の各号に定めるところにより保管するものとする。

- 一 現金、預金通帳及び登録印鑑等は、厳重に施錠できる金庫等に保管する。
- 二 公社債、貸付信託の受益証券その他の有価証券は、証券会社又は信託会社若しくは銀行に保護預けする。

なお、預金通帳と登録印鑑は別々に保管する。

(改正)

第13条 この規程の改正は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、公益財団法人日本下水道新技術機構の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

